

倉本寿彦選手後援会〈会則〉

第1条（名称）

本後援会の名称は、倉本寿彦選手後援会（以下「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、倉本寿彦選手のプロ野球活動を応援し、また会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 倉本寿彦選手の応援ツアーの企画
2. 倉本寿彦選手出席によるイベント等の開催
3. 倉本寿彦選手出席による少年野球教室等の開催
4. その他、本会の目的達成に必要な活動の実施

第4条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 事務局・会計 若干名
5. 監査 2名
6. 顧問 若干名

第5条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条（役員選出）

役員は、役員会において選任して選出する。

第7条（役員任務）

本会の役員は、次の任務を遂行する。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する

3. 理事は、本会の運営に参加し、これを推進する
4. 事務局は、本会の活動の目的達成のために必要なすべての事業の運営にあたる
また、本会に関わる会計業務を行う
5. 監査は、本会の会計及び業務執行状況を監査する

第8条（事務局）

1. 本会の事務局を、神奈川県茅ヶ崎市東海岸北 5-15-63 に置く
2. 事務局の職員は、会長が任命する

第9条（会議）

1. 会長は、会務を執行するために役員会議を開催することができる
2. 役員会議の出席者は、会長及び副会長が必要と認める役員とする

第10条（総会）

本会の役員会総会は年1回とし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

1. 役員会総会の出席者は、本会則第4条第1項に定められた役員とする
2. 役員会総会は、役員の過半数の出席がないと開くことができない
3. 役員会総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決することとする

第11条（総会の決議事項）

本会の役員会総会では、次の事項を決議する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 会則の改正
4. その他、会長が特に必要と認める事項

第12条（会計）

本会の運営資金は、次のとおりとし、会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

1. 年会費
2. 寄付金（賛助金）
3. その他の収入

第13条（会員）

本会に入会を希望する個人または法人は、本会の会員となることができる。

1. 本会会則に賛同する個人または法人

2. 後援会事務局と連絡が取れる人（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の提示）
3. 暴力団等の反社会的勢力の構成員もしくは構成員等と関係がない人
4. 会員の入会承認、罷免、除名権限は役員会が有する

第 14 条（会員の心得）

1. 各球場の規則を守り、係員の指示に従う
2. 応援マナーを守り、周りのお客様と協力して楽しい観戦を行う
3. 倉本寿彦選手及びその家族、関係者に負担となるような行動は慎むこと
4. 本会が行う諸行事などに積極的に参加、協力すること
5. 所属球団及び後援会を利用した営利活動は行わない

第 15 条（会費、寄付金）

1. 本会の年会費は、次のとおりとする
 - ア、企業会員（個人・法人） …10,000 円から
 - イ、一般会員 …3,000 円
2. 本会への寄付金（賛助金）は、事務局が管理し本会の目的遂行のために使用する
3. 会費とは別に、本会が行う事業に参加する場合、参加負担金が発生する場合がある

第 16 条（手続き）

本会の入会手続きは、次のとおりとする。

1. 入会申込書に必要事項を記入の上、事務局へ提出し役員会の承認を得るものとする
2. 前項の承認を得た者は、会費の振り込みを行う
3. 入金が確認され次第、会員証を発行する
4. 会員自身から退会届の提出があった場合を除き、年 1 回継続の意思確認を行い、更新手続きを行う

第 17 条（会員証）

本会の会員には、会員証を発行する。

1. 会員証は会員本人のみ利用することができる
2. 会員証を他人に譲渡、または、貸与してはならない
3. 会員証を紛失した場合の、再発行に関する手数料は、会員の負担とする
4. 会員証は 1 年間有効とし、次年以降は更新手続きを行い、新しいものを発行する

第 18 条（退会）

本会を退会する場合は、事務局に届出をすることとする。

ただし、既に納入している会費は返却しない。

第 19 条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

ただし、既に納入している会費は返却しない。

1. 本会の対面を傷つけ、または、目的に反する行為があったとき
2. 倉本寿彦選手及びその家族、関係者に対し、悪意ある行為や不適切である行為が確認されたとき
3. 本会の会員に対して、悪意ある行為や不適切である行為が確認されたとき
4. 暴力団等の反社会勢力に属している又は関係していると認められたとき
5. その他、会員として適当でないと認められたとき

第 20 条（個人情報）

会員情報は、個人情報保護法によって保護され、後援会活動以外の目的には使用しない。

第 21 条（会則外事項）

本会則に定めのない事項については、役員会の決定によるものとする。

附則

本会則は、本会設立の日から施行する。

令和 2 年 9 月 10 日